

深浦町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

深 浦 町
深 浦 町 議 会
深 浦 町 農 業 委 員 会
深浦町選挙管理委員会
深浦町代表監査委員
深 浦 町 教 育 委 員 会

深浦町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成33年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上にする。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、深浦町、深浦町議会、深浦町農業委員会、深浦町選挙管理委員会、深浦町代表監査委員、深浦町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

平成28年度から、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、育児休業、配偶者出産休暇等の活用促進に関する助言を行う。

以上

女性活躍推進法17条に基づく女性職業選択に資する情報の公表

①女性職員の採用割合	②採用試験の受験者の女性割合	③職員の女性割合	④約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合		⑤男女別の育休取得率		⑥男性の配偶者出産休暇取得率	⑦超過勤務の状況
			男性	女性	男性	女性		
一般行政職 50.0%	一般行政職 21.4%	一般行政職 14.6% 看護保健職 92.8%	採用者無し	採用者無し	一般行政職 0% 看護保健職 0%	一般行政職 0% 看護保健職 0%	0%	1.6時間
⑧年休取得率	⑨管理職女性割合	⑩各役職段階の職員の女性割合			データの時点	公表日		
		係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職				
24.1%	5.8%	18.6%	12.9%	5.8%	①②平成28年度採用者 ③④⑨⑩平成28年4月1日現在 ⑤⑥平成28年度 ⑦平成27年度 ⑧平成27年	平成28年5月		